

「中小企業省力化投資補助金について」

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を強力に支援していくため、中小企業庁において令和5年度補正予算より、「中小企業省力化投資補助金（カタログ型）」（※）が設けられました。

これは、製品カタログから省力化に資する製品（清掃ロボット、券売機や自動精算機など）を選択し、当該製品の導入に必要な費用に対して、補助上限額の範囲（賃上げの一定の基準を満たすことで、さらに補助上限額が引き上がります。）で補助率1/2の補助を受けることが可能とされており、当該支援措置も積極的にご活用いただければと考えているところです。

（※）生衛業が活用できる製品メニューとしては、例えば下記の製品が挙げられます。

- ・清掃ロボット（飲食サービス業、宿泊業、卸売業、小売業、娯楽業、生活関連サービス業）
- ・配膳ロボット（飲食サービス業、宿泊業、卸売業）
- ・スチームコンベクションオーブン（宿泊業、飲食サービス業、小売業）
- ・券売機（飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業）
- ・自動チェックイン機（宿泊業）
- ・自動精算機（飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業）

（参考）中小企業省力化投資補助金（カタログ型）HP

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/smb/>

さらに、今般、当該補助金をより活用しやすい形に、カタログにより注文する「カタログ注文型」の補助金の制度で一部改定がされることとなりましたのでお知らせいたします。

また、これまでの「カタログ注文型」に加えて、「一般型」として、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等のオーダーメイド性のある省力化投資を支援する型が新設されましたので、その内容を以下のとおりお知らせします。

=====

【変更のポイント① 今月末から「カタログ注文型」の制度が一部改定され、製造業者からの招待不要で販売事業者登録ができるようになります。】

- ・主に「カタログ注文型」における「販売事業者」に関する制度が改訂されます。
- ・本補助金を利用する際は事前に製品の販売時業者を登録する必要があります。販売

事業者の登録に当たっては、製品の製造業者からシステム上で招待を受ける必要がありました。

- ・今般、製造業者から招待を受けずとも販売事業者を登録することができるようになったため、これまで本制度へ参入していない販売事業者が登録されやすくなり、中小企業等が製品を導入する際の販売事業者の選択肢が広がるなどのメリットがあります。
- ・制度改定に伴い、2025年2月21日（金）17:00～2025年2月28日（金）15:00は申請受付を停止し、2025年2月28日（金）15:00より、新制度の元での申請受付を再開します。

参考：省力化投資補助金 HP（「カタログ注文型」の制度の変更のポイント）

https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/change_announcement_250228_leaflet.pdf

【変更のポイント② これまでの「カタログ注文型」に加え、「一般型」として、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等のオーダーメイド性のある省力化投資を支援する型が新設されました。】

- ・「一般型」は、業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)など、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する事業です。
- ・なお、日本政策金融公庫による融資制度（特別利率を適用）も活用いただけます。
- ・第一回公募を開始しており、今後、3月上旬申請様式公開、3月中旬申請受付開始、3月下旬申請締切予定です。

参考：省力化投資補助金 HP（一般型）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

補助金の詳細に関するお問い合わせは、中小企業省力化投資補助事業コールセンターまでご連絡ください。

ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

ナビダイヤル：0570-099-660

IP 電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7595

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）